

令和6年度 名古屋大学医療安全管理業務監査委員会 監査報告書

名古屋大学医療安全管理業務監査委員会規程第2条に基づき、名古屋大学医学部附属病院の医療安全管理に係る体制及び業務の状況等について監査を実施いたしましたので報告いたします。

1 監査方法及び監査項目

(1) 監査方法

令和6年度の医療安全管理に係る体制及び業務の状況等について、令和6年6月6日、令和6年11月25日の両日に、病院長及び関係職員からのヒアリング、関係書類の確認により実施。

(2) 監査項目

- ① 医療安全管理の体制について
 - i 医療安全管理の体制について
 - ii 令和6年度インシデント報告及び全死亡例報告について
- ② 医療安全管理責任者等の業務状況について
 - i 医療安全管理責任者等の業務状況について
- ③ 患者安全推進部の業務状況について
 - i 業務状況について
 - ii 会議・研修等の実施状況について
 - iii 医療安全に係る各種インジケータについて
 - iv 改善に向けた取り組みについて
- ④ 患者安全推進委員会の業務状況について
 - i 患者安全推進委員会開催実績及び内容等について

2 監査結果

(1) 監査項目ごとの状況

① 医療安全管理の体制について

医療安全管理体制については、病院長の下に医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者が配置されているとともに、患者安全推進部を中心に細分化された体制が引き続き構築されている。

インシデント報告も部署別、職種別等で細かく分類し数値化されており、そのデータの活用についても院内の体制が整理されている。

② 医療安全管理責任者等の業務状況について

医療安全管理責任者を中心とした患者安全推進体制が整備されており、院内のインシデント・アクシデントに関する情報は集約され、諸問題への対策や検討も医療安全管理責任者の統括の下で実施されている。

また、医薬品安全管理責任者の下に、薬剤部が未承認新規医薬品についての審査を担う体制が構築され、審査は適正に実施されている。

医療機器安全管理責任者の下には医療機器総合管理部が設置され、未承認新規医療機器を用いた医療提供に際しても、適正な体制が確保されている。

③ 患者安全推進部の業務状況について

新たに完成した事例調査の結果報告や、インシデント・アクシデント件数等のデータが患者安全推進部において整理され、改善に向けた取り組みが継続的に実施されている。

また、各部門におけるインシデントの未然防止に向けた取り組みが推進されているほか、CQSO（最高質安全責任者）プロジェクトを通じて、院内外の医療安全を担う人材の育成にも積極的に取り組まれている。

④ 患者安全推進委員会の業務状況について

患者安全推進委員会開催実績と各委員の出席状況、審議事項が適切に管理されている。

(2) 監査結果について

令和6年度の医療安全管理に係る体制及び業務の状況等については概ね適正に執行されている。

令和7年5月21日

名古屋大学医療安全管理業務監査委員会

委員 柵 木 充 明

委員 長谷川 潤

委員 長谷川 ふき子

委員 松 下 敏 幸

委員 矢 野 昌 浩